



浜松市地域日本語教育シンポジウム 2023 ～ことばと共生～

日時：令和5年5月20日（土）

第1部 10：00～12：00

第2部 13：30～16：30

場所：クリエート浜松 2F ホール
（浜松市中区早馬町 2-1）

主催：浜松市



本事業は、文化庁令和5年度「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用しています。

プログラム

10:00-12:00 【第1部】

10:00 開会

10:05 主催者挨拶 浜松市長 なかのゆうすけ 中野祐介

10:10-11:00

■テーマ1:「地域における日本語教育の在り方について」

講演者 ますだ まみこ 増田麻美子 氏

(文化庁国語課日本語教育調査官)

11:10-12:00

■テーマ2:「やさしい日本語／非母語話者は母語話者の＜説明＞をどのように評価するか」

講演者 やなぎだ なおみ 柳田直美 氏

(早稲田大学大学院日本語教育研究科教授)

13:30-16:30 【第2部】

13:30-14:10

■浜松市における日本語能力調査及び日本語使用状況調査報告

報告者 うちやま ゆき 内山夕輝

(浜松市地域日本語教育総括コーディネーター、公益財団法人浜松国際交流協会主幹)

り はう 李 皓 氏

(静岡大学情報学部准教授)

14:10-14:25

■浜松市地域日本語教育推進アクションプラン説明

説明者 ふるはし ひろき 古橋広樹

(浜松市企画調整部国際課課長補佐)

14:25-14:40 休憩

14:40-16:30

■パネルディスカッション テーマ:「ことばと共生」

コーディネーター しまだかずこ
嶋田和子 氏

(一般社団法人アクラス日本語教育研究所代表理事)

パネリスト かみよしういち
神吉宇一 氏

(武蔵野大学グローバル学部教授)

アンジェロ・イシ氏

(武蔵大学社会学部教授)

うちやま ゆ き
内山夕輝

(浜松市地域日本語教育総括コーディネーター、公益財団法人浜松国際交流協会主幹)

まついよしかず
松井由和

(浜松市企画調整部国際課長)

コメンテーター ますだまみこ
増田麻美子 氏

(文化庁国語課日本語教育調査官)

16:30 閉会

シンポジウム終了後、アンケートへのご協力をお願いいたします。



10:10-11:00

■テーマ 1:

「地域における日本語教育の在り方について」

講演者 ますだ まみこ 増田麻美子 氏

現職:文化庁国語課日本語教育調査官

文化庁国語課日本語教育調査官。元日本語教師。大学卒業後、韓国で教壇に立つ。帰国後、日本語学校で留学生や生活者、就労者、難民等への日本語教育、教師養成などに15年携わる。NHK放送技術研究所プロジェクトスタッフとして「News web EASY」の書き換えを担当。認定NPO法人難民支援協会の日本語サポートスタッフとして震災後の被災外国籍女性支援に携わる。2012年から文化庁に勤務。



浜松市地域日本語教育シンポジウム2023
～ことばの共生～

地域における日本語教育の在り方について

Japanese Language Education

令和5年5月20日(土)
文化庁国語課 日本語教育調査官
増田 麻美子



本日お話ししたいこと

1. 日本語教育に関する法律・方針・施策

- (1) 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)
- (2) 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年閣議決定)
- (3) 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ
(令和4年外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議)

2. 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議

- (1) 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」
- (2) 「日本語教育の参照枠」
- (3) 「地域における日本語教育の在り方について」



目的（第一条関係）

- （背景）日本語教育の推進は、
- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
 - ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |



基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

3

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上（20条）
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等（21条）
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等（22条）
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発（23条）

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

(2) 日 本 語 教 育 の 推 進 に 関 す る 施 策 を 総 合 的 か つ 効 果 的 に 推 進 す る た め の 基 本 的 な 方 針 【 概 要 】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。

○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化



第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育

（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育

（日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等）

5

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

5 日本語能力の評価

「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

オ 地域における日本語教育

外国人等が**自立した言語使用者**として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け，教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できるようになることを目指し，地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講ずる。

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

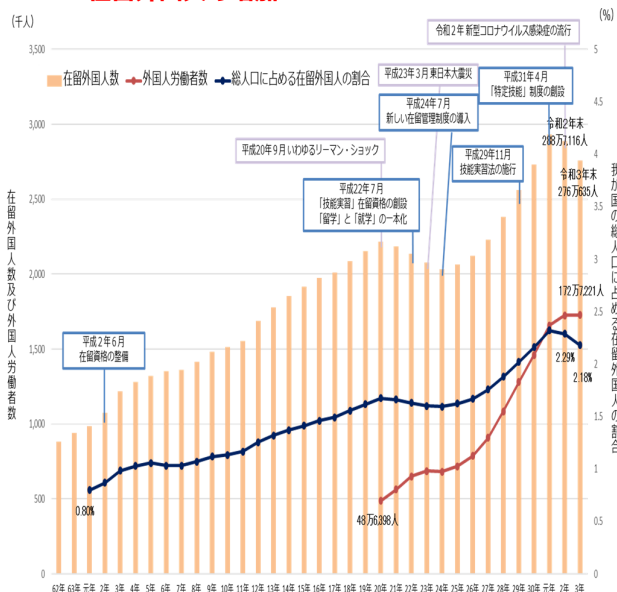
6

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定

1 基本的な考え方

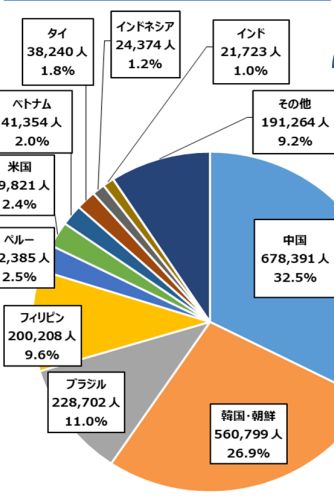
外国人の在留状況

◎在留外国人の増加

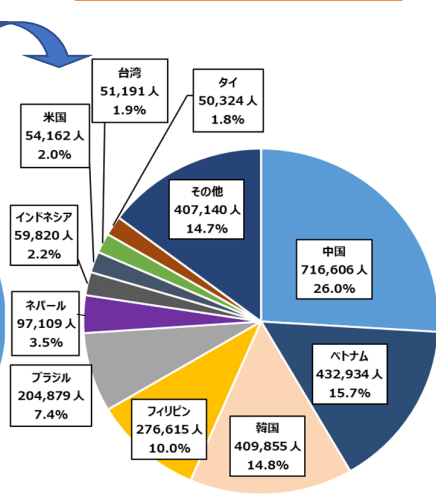


◎出身国籍・地域の多様化

外国人登録者数：208万7,261人



在留外国人人数：276万635人



共生施策の変遷

- 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（H18.12.25）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」（H30.6.15）
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」設置（H30.7.24）
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（H30.12.25、以後3回改訂）

総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる

目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定

7

2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

3 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組



8

4 重点事項に係る主な取組

☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》

☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》
- マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】《31》《32》

☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

5 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

9

(1)「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」

検討のポイント

- 目的：日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- 審議経過：平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに日本語教育関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、平成30年3月2日に報告を取りまとめ、翌年3月4日に活動分野を追加し改定版として取りまとめた。
- ポイント：① 日本語教育人材の役割・段階・活動分野別ごとに求められる**資質・能力、教育内容、モデルカリキュラム**を提示
② 基本的な資質・能力として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、**専門家に求められる資質・能力**として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示
③ 日本語教師の養成に係る教育内容として「**必須の教育内容**」（教授法、日本語分析、文法、音韻音声、文字表記等）を提示。併せて教育実習として必要な指導項目を提示

日本語教育人材について(1)役割、(2)段階、(3)活動分野別に整理

(1) 役割	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者	(2) 段階	養成	日本語教師を目指し、日本語教師養成課程等で学ぶ者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者		初任	日本語教師養成段階を修了した者で、それぞれの活動分野に新たに携わる者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する者		中堅	日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験を有する者
			地域日本語教育コーディネーター		
			関係機関等との連携の下、日本語教育プログラムの編成・実践に携わる者		
			主任教員		
			在留資格「留学」が取得できる法務省が告示した日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う者		

(3) 活動分野

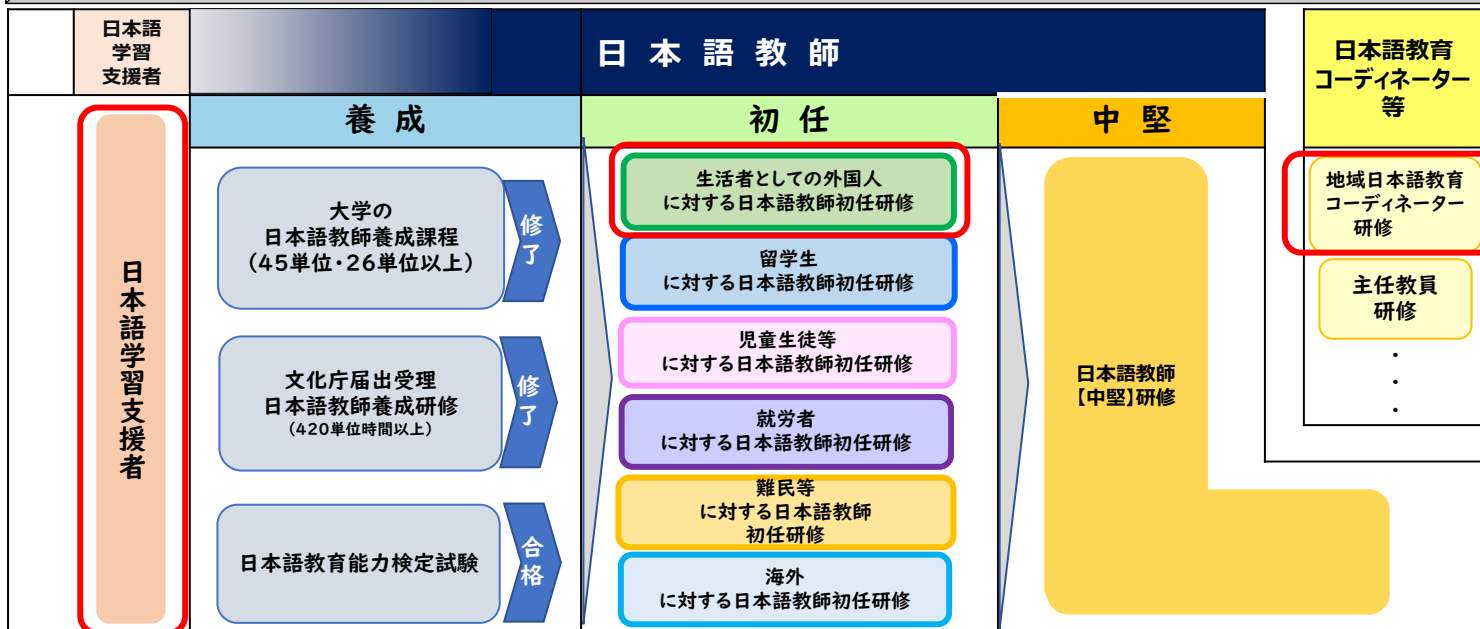
● の6つの活動分野を提示。

- <国内> ● 「生活者としての外国人」 ● 留学生 ● 日本語指導が必要な児童生徒等
- 就労者 ● 難民等
- <海外> ● 海外における日本語教育

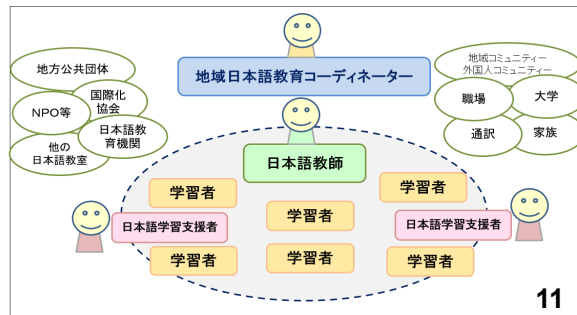
※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示



10



日本語教育人材		受講対象
日本語教師	養成	○日本語教師を目指す者
	初任	○日本語教師【養成】を修了した者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者
	中堅	○各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験(2400単位時間以上※)を有する者
日本語教育コーディネーター	地域日本語教育コーディネーター	○中堅を経て、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し、地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者
	主任教員	○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者
日本語学習支援者		○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者



(2)「日本語教育の参照枠」の概要

「日本語教育の参照枠」とは

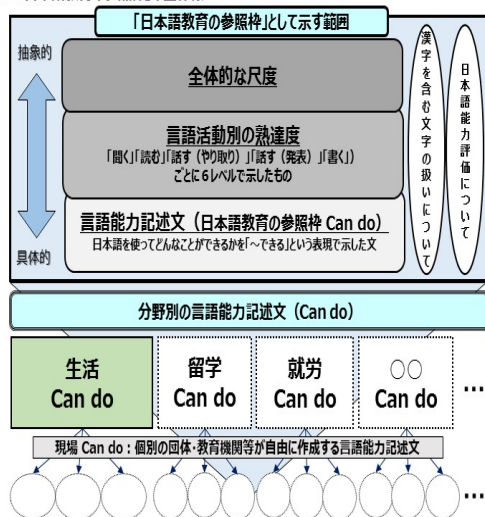
CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を取りまとめた。令和3年度最終報告を取りまとめるとともに、活用するための手引き等や「生活Can do」を作成予定。

*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference for Languages)は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40の言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

「日本語教育の参照枠」

1.「日本語教育の参照枠」の全体像



2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方(事例)
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

全体的な尺度(抜粋)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したものを

熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2	C1	B2
聞いた、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	A2
	B1	A1
		A1
		A1

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

5つの言語活動

(言語活動別の熟達度を示す)



- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより、国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けられることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文(Can do)が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的な効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより、試験の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与する。

1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ方々が増えてきた。
また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。

⇒ <CEFR>を参考に「日本語教育の参照枠」をとりまとめ

- ・国内に在留する外国人 : 約297万人(令和4年6月末)
- ・国内で就労する外国人 : 約173万人(令和3年10月)
- ・海外における日本語学習者: 約379万人(令和3年)



2. ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)とは

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、40もの言語に翻訳
- ・言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。
- ・ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受け入れのための言語能力の判定試験の基準にも用いられている。
- ・アジアにおいてもCEFRのレベルに基づいた各国語能力の判定試験が実施されている。

⇒「日本語教育の参照枠」は、国際通用性が高く、
共通の指標で日本語能力を測ることが可能。

3. 「日本語教育の参照枠」の理念

- 1 日本語学習者を社会的存在として捉える
・学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。
- 2 言語を使って「できること」に注目する
・言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。
- 3 多様な日本語使用を尊重する
・学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
・必ずしも全て学習者に母語話者と同等の日本語能力を求めない。

⇒共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育

4. 日本語能力の5つの言語活動(技能)

- ・従来の言語の四技能(聞く、読む、話す、書く)のうち、話すを「やり取り」と「発表」に分け、6レベル(A1~C2)で整理。

聞くこと

読むこと

話すこと
(やり取り)話すこと
(発表)

書くこと

- ・五つの言語活動ごとに、日本語での行動を「～できる」という形で示した言語能力記述文(Can do)を用いて学習目標を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。

【話すこと(やり取り):A2レベル】

ごみの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。

【話すこと(やり取り):B1レベル】

近所の人とごみの出し方などの問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。

「日本語教育の参照枠」に期待されること

期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文(Can do)が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより試験の質の向上が図られる。



国内外における日本語教育の質の向上を通して、
共生社会の実現に寄与

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度 (日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの)

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す(やりとり・発表)」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文(Can do)を示すもの。

- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月23日閣議決定)
「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある(p.9)」

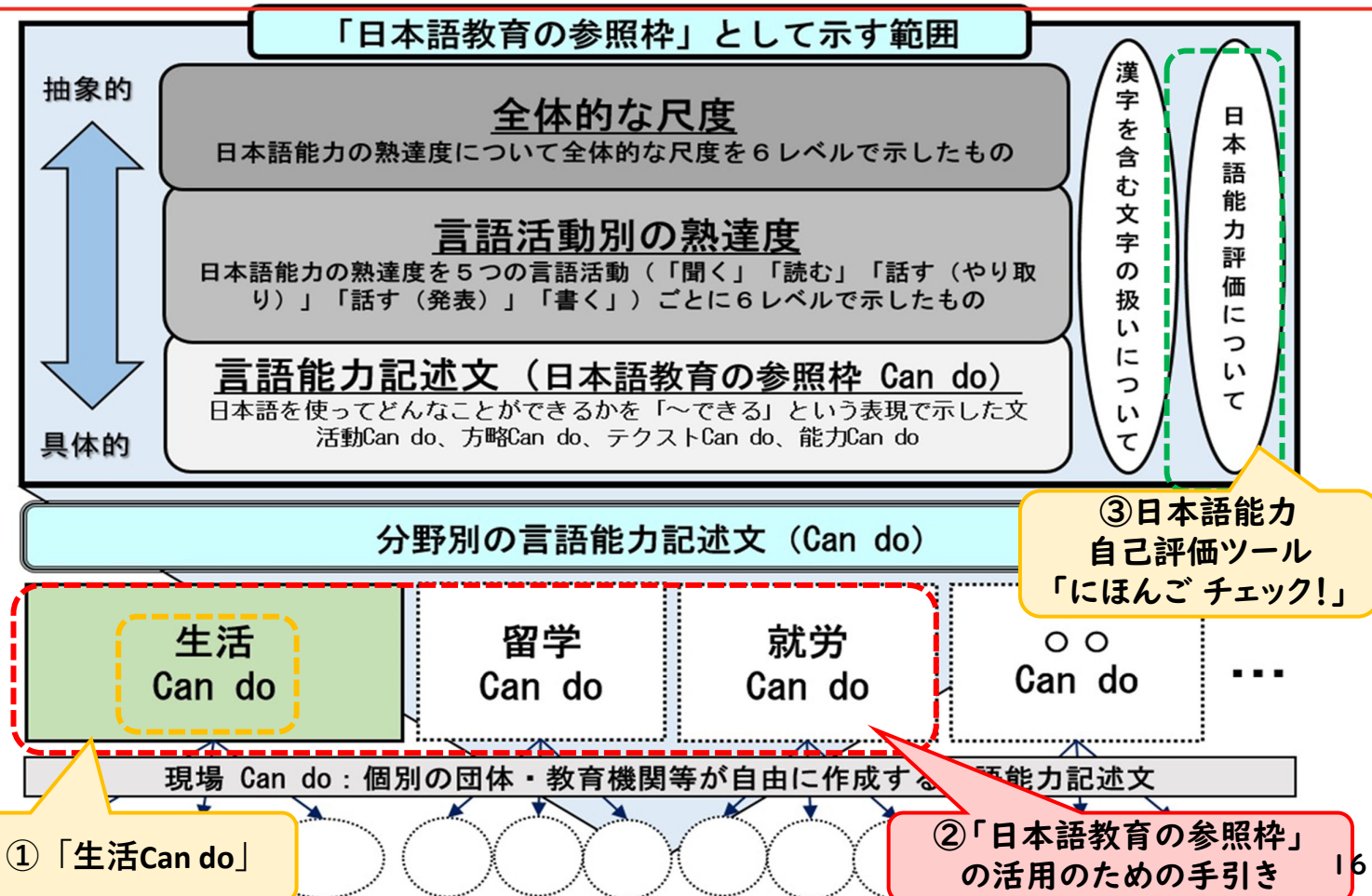
全体的な尺度(抜粋)	言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
		C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
	自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
		B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
	基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
		A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

15

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。



「日本語教育の参照枠」の構成



レベル尺度	分 野																		
熟達した言語使用者	生活 留学 就労 海外等その他の分野																		
自立した言語使用者																			
基礎段階の言語使用者	個々の学習者にとって必要な漢字を選定 (例. 本人や家族の氏名、住所や地名、所属など)																		
	基礎漢字	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	百	千	万	円	半			
		月	火	水	木	金	土	日	時	分	年	週	今	何	間	毎			
		行	食	見	会	話	来	書	出	入	買	休	思	聞	言	飲	使	教	作
		読	持	動	切														
		人	学	生	私	子	先	友	名	母	父	女	男	手	口	体	目	足	
		大	中	前	上	新	強	好	高	明	下	後	長	小	外	楽			
		本	国	家	校	所	社	場	方	店	屋	山	道	駅	東	西	南	北	
		病	気	物	事	電	語	車	料	理	部	字	合	自	番	地	京	意	仕
		朝	業	度															

※「日本語教育の参照枠」では、特に「基礎段階の言語使用者」について、分野を問わず、国内外全ての学習者に共通する基礎漢字122を目安として示した。このレベルでは、読みの正確さや書き方ではなく、意味の理解を優先することとした。また、漢字学習の際には、基礎漢字に加えて個々の学習者が各レベルの言語活動を達成する上で必要となる漢字を選定し、設定することが必要である。

17

① 「生活Can do」について

生活Can do

「生活Can do」は、国内に在住する外国人（「生活者としての外国人」）が日常生活において、日本語で行うことが想定される言語活動を例示したもの。

「日本語教育の参照枠」に示された分野別の言語能力記述文（Can do）の一つ。

対象となる範囲

「地域における日本語教育の在り方について」（令和4年11月、文化審議会国語分科会）に示される「生活上の行為の事例」（p.79参照）

生活上の行為の事例

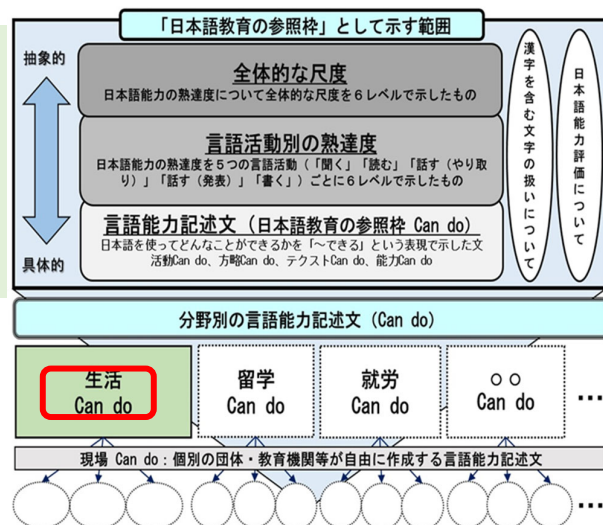
- | | |
|---------------|---------------|
| I 健康・安全に暮らす | VI 働く |
| II 住居を確保・維持する | VII 人とかかわる |
| III 消費活動を行う | VIII 社会の一員となる |
| IV 目的地に移動する | IX 自身を豊かにする |
| V 子育て・教育を行う | X 情報を収集・発信する |

レベル

基礎段階の言語使用者
(A1、A2) から
自立した言語使用者
(B1、一部B2) までを想定

言語活動

聞くこと、読むこと、
話す（やり取り）、
話す（発表）、書くこと



例

<やり取り・A1>店で買い物をするとき、買いたいものや個数を伝えることができる。【Ⅲ消費活動を行う】

<読むこと・B1>適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を採り出すために読むことができる。【Ⅰ健康・安全に暮らす】

18

「生活Can do」、自己紹介についての言語活動例

Ⅷ社会の一員となる【発表:A1】

自治会や地域のイベントなどで、初めて会う人たちの前で自己紹介するとき、自分の名前、出身地などをごく簡単な言葉で言うことができる。

Ⅶ人と関わる【発表:A2】

初めて会った人の前で自己紹介するとき、自分や家族がどこに住んでいるか、何をしているかなど、短い簡単な言葉で話すことができる。(JF456)

Ⅷ社会の一員となる【やり取り:B1】

自治会の行事などで初めて会った人に話しかけ、住んでいるところや家族のことなど身近な話題について質問したり、質問にある程度詳しく答えたりして、会話を続けることができる。

Ⅶ人と関わる【やり取り:B2】

自治会などの集まりで簡単な自己紹介をした後で、日本での生活、就労、日本語学習など、様々な話題についての質問に、苦労話や抱負を交えて答えることができる。

19

①「生活Can do」は→文化庁 NEWSサイトへ

このサイトは文化庁国語課が運営しています。

文化庁NEWS サイト

生活Can doは、文化庁の日本語教育コンテンツ共有サイトNEWSに編集・検索可能なExcelで掲載しています。

<生活Can do一覧等>

- 「生活Can do」説明資料
- 「生活Can do」一覧表1・2(A1-B2) Excel
- 「生活Can do」一覧：言語活動、カテゴリー別検索用、生活上の行為の事例別検索用

20

① あくまでも例示である。

＊具体的な提示に努めたものの、網羅的なものではない。

＊適切な項目がない場合は、新たなCan doを作成してもよい。



② どのような項目を扱うかは、状況に応じた判断が必要である。

＊日本語でできるようにならないといけない行為の一覧ではない。

＊防災や医療等、安全や生命に関連する項目については多言語による情報提供が望ましい項目も含まれている。

③ 「生活 Can do」を活用した学びは、多様な学びの一部である。

＊日本語学習はCan doで示した言語活動のみで進められるものではない。

＊異文化に対する気付きなど、ポートフォリオを活用した振り返り活動を通して促進される学びもある。

②「日本語教育の参照枠」の活用のための手引



第1章 「日本語教育の参照枠」とは？

12のQ&A
4つのコラム

「地域日本語教育コーディネーター」や
「日本語教師」が日本語教育プログラムを
策定する上で参考にするための手引です

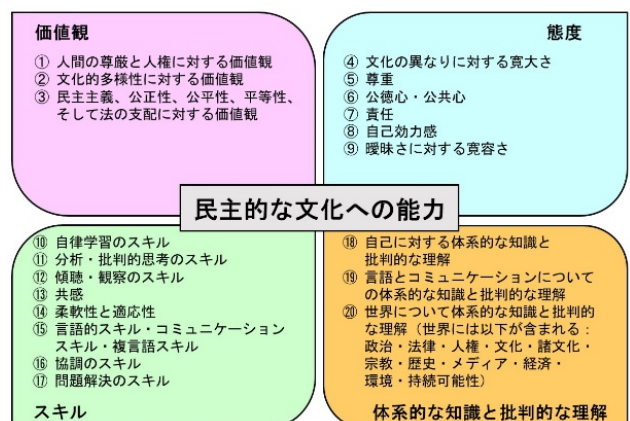


第2章 Can doをベースにしたカリキュラム開発の方法

1. コースデザインを行う上で重要になる視点（考え方）
2. コースデザインの概説
3. バックワード・デザイン
4. シラバスへのCan doの組み込み方

第3章 Can doをベースにしたカリキュラムの事例

1. **生活**：地域日本語教育における県の事例
2. **留学**：法務省告示日本語教育機関の事例
3. **就労**：定住外国人に対する就職支援事業実施機関の事例



②「日本語教育の参照枠」の活用のための手引

第3章 Can doをベースにしたカリキュラムの事例

1. 生活：地域日本語教育における県の事例

【自己評価の例】 [Lesson9] できましたか？

▶ できましたか？

ほしい もの、したい こと について はなすことが できましたか。
hoshii mono shitai koto nitsuite hanasu koto ga dekimashitaka
欲しい 物 話す

- ▶ Did you talk about what you want and what you want to do?
- ▶ 能说明想要什么，想做什么了吗？
- ▶ Você conseguiu falar sobre o que você quer e o que você quer fazer?
- ▶ Bạn đã có thể nói về những điều bạn muốn làm và những vật mà bạn muốn sở hữu chưa ?



【日本語パートナー】できましたか？

①やさしい日本語で話したり、聞いたりしましたか。

☆☆☆

②学習者のほうがたくさん話すように心がけましたか。

☆☆☆

③ウォームアップをしてから、Lesson 9 の学習に入りましたか。

☆☆☆

図2.「となりでにほんご」のパフォーマンス課題及び自己評価の例 (p.41)23

「日本語教育の参照枠」に基づく日本語能力自己評価ツール ③「にほんごチェック！」について

令和4年9月30日公開



●概要

国内外の日本語学習者を対象とし、ウェブ上のシステムで表示されるCan doがどの程度できるかを答えていくことで、日本語能力を簡易に判定し、その結果を日本語学習の目標設定に役立て、自律的な学習を促すことを目的とした自己評価ツール。

●内容

「日本語教育の参照枠」の6レベル(A1～C2)、5言語活動(聞く、読む、話す(やり取り・発表)、書く)で、レベルごとに示されるCan doについて、日本語学習者が、「1.できない」、「2.あまりできない」、「3.難しいがなんとかできる」、「4.できる」の四段階で回答していくことで日本語能力の自己評価を行う。

●対応言語

日本語を含む全14言語に対応

中国語、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、日本語(ルビ付き)

(1) トップ画面

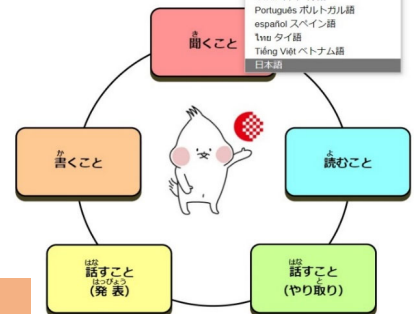
日本語能力自己評価ツール

にほんご チェック！

いま、にほんごで、どんなことができるかチェックしてみよう

チェック！する前に

LANGUAGE



(2) 自己評価画面(例)

はな と
話すこと(やり取り)

にほんご
日本語でできますか？

Can do	できる	難しいが、なんとかできる	あまりできない	できない
時々繰り返しや言い換えを求めていることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、はっきりとした、共通語での話はたいして理解できる。	☒	☐	☐	☐
興味のある話題の日常的なことなら短い会話に参加できる。	☐	☒	☐	☐
何をしたいか、どこへ行くのかを話して、会う約束をすることができる。	☐	☐	☒	☐
日常生活やサービスを求めたり、提供したりできる。	☒	☐	☐	☐
娯楽や過去の活動について質問をし、答えることができる。	☒	☐	☐	☐

(3) 判定結果画面(例)

はな と
話すこと(やり取り)

あなたの力はA2です。

A2レベルでは、こんなことができます。



たんじゅん にちじょう しごと なか しょうほう ちよくせつ
単 純な日 常の仕事の中で、情 報の直 接のや
と ひつよう みちが わだい かつどう
り取りが必 要ならば、身 近な話題や活 動につい
はなしあ
て話 合いができる。
つつじょう かいわ につつ りかいりよく
通 常は会話を続 けていくだけの理 解力はないの
かりか しやこつでき
だが、短 い社 交的なやり取りをすることはでき
る。

2. 「地域における日本語教育の在り方について」(報告)の概要

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

- 外国人材の受入が全国的に進む中、**国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・充実する際の指針**として、文化審議会国語分科会において取りまとめたもの。地域における日本語教育の在り方を考える際の「よりどころ」。
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年閣議決定)で求められた、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援するため、地方公共団体等が実施する日本語教育の実践に活用いただくための必要な施策について提言。

1. 現状

- 在留外国人は約296万人、外国人労働者は約173万人(R3年)と過去最高
- 日本語教室がない空白地域の市区町村は、877(46%)
- 日本語教育に関する基本計画を策定している都道府県・政令市は16(24%)
- 日本語教師39,241人のうち約半数がボランティア
- 非漢字圏学習者が増加。日本語能力が十分でない者ほど学習に困難を感じ学習していない者が多い傾向にある。

2. 課題

- 定住化傾向が進み、子育てや就労等に必要となる日本語が求められているが、ボランティアによる教室が多く、体系的な教育環境が整備できていない。
- 専門性を有するコーディネーターや日本語教師が不足している。
- 日本語教育に関するリソースには地域によって差がある。
- 日本語教育を希望しても教育機会が得られない者がいる。
- 地方公共団体と日本語教育関係機関の連携が十分できていない地域がある。



3. 基本的な考え方(提言)

- (1) 地域における日本語教育施策の方向性
 - 地方公共団体は**日本語教育の推進に関する基本方針・計画を策定**すること。
 - 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者である**B1レベルまでの日本語教育プログラムを編成**すること。
 - 地域日本語教育コーディネーター等の人材の確保・配置を進めること。
 - オンラインや夜間・土日の教室開催を含めた学習環境の整備を進めること。
 - 地域住民の日本語教育活動への参加を促すこと。
 - 日本語教師や教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。
- (2) 地域における日本語教育の実施主体
 - 国・都道府県・市区町村が担う役割分担の考え方を整理。
 - 企業等は雇用する外国人の日本語教育に積極的に関与すること。
 - 日本語教育機関、日本語教育の専門家と連携を図ること。
- (3) 対象となる学習者
 - 日本で日常的な生活を営む日本語学習を希望する外国人等(来日予定者含む)。
 - 国籍や年齢を問わず、難民や非識字者など**多様な背景を持つ者に配慮**すること。
- (4) 日本語能力やニーズ・学習状況等に関する調査の在り方
 - 「日本語教育の参照枠」のレベル尺度を参照し日本語のレベルやその推移をつかめるよう共通利用項目を見直し、調査を設計すること。



- (5) 日本語教育プログラムの編成
 - 言語・文化の相互尊重を前提としながら自立した言語使用者として**日本語で意思疎通を図り生活できることを目標**とする。
 - レベル: A1、A2から**B1までを対象**とすること。
 - 学習時間: 目安として**350~520時間程度**とすること。
 - 教育内容・方法、評価、プログラムの点検方法等を定めること。
- (6) 日本語教育人材の確保・配置
 - 地域日本語教育**コーディネーターを専任として配置**、専門性を有する**日本語教師を一定数配置**すること。
 - コーディネーター、日本語教師が必要な研修等に参加できるようにすること。
 - 日本語学習支援者の活動への参加を促進すること。
- (7) 日本語教育を実施・推進するための連携体制の充実
 - 地方公共団体は、総合調整会議等を設置し、関係機関及び関連部署等と連携する体制を構築すること。
 - 外国人コミュニティ等多様な機関と連携した日本語教育活動を推進すること。
- (8) 地域における日本語教育事業・施策の評価
 - 日本語教育の専門家等に意見を聞き、日本語教育事業・施策の評価を定期的に行うよう努めること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度



- ① 我が国に在留する外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につなげる
- ② 日本人住民が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解を深めることで、共生社会の実現につながることを期待

25

「地域における日本語教育の在り方について」(報告)のポイント

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
 - 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。
- 日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。
- このような状況を踏まえ、本報告は、
- ・ 地方公共団体の**日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの。**
 - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう**日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。**
 - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、**地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。**

この報告が目指していること

- ① 我が国に在留する外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につなげる
- ② 日本人住民が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解を深めることで、共生社会の実現につながることを期待



日本語教育の推進は、日本で暮らす外国人が日常生活及び社会生活を日本人と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するものであるとともに、豊かで活力ある地域づくりに資するものでもある

26

3. 基本的な考え方(提言)

(1) 地域における日本語教育施策の方向性

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針・計画を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者である **B1レベル**までの日本語教育プログラムを編成すること。
- 地域日本語教育コーディネーター等の人材の確保・配置を進めること。
- オンラインや夜間・土日の教室開催を含めた学習環境の整備を進めること。
- 地域住民の日本語教育活動への参加を促すこと。
- 日本語教師や教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

(2) 地域における日本語教育の実施主体

- 国・都道府県・市区町村が担う役割分担の考え方を整理。
- 企業等は雇用する外国人の日本語教育に積極的に関与すること。
- 日本語教育機関、日本語教育の専門家と連携を図ること。

(3) 対象となる学習者

- 日本で日常的な生活を営む日本語学習を希望する外国人等(来日予定者含む)。
- 国籍や年齢を問わず、難民や非識字者など **多様な背景を持つ者に配慮**すること。



(4) 日本語能力やニーズ・学習状況等に関する調査の在り方

- 「日本語教育の参照枠」のレベル尺度を参照し日本語のレベルやその推移をつかめるよう共通利用項目を見直し、調査を設計すること。

27

3. 基本的な考え方(提言)

(5) 日本語教育プログラムの編成

- 言語・文化の相互尊重を前提としながら自立した言語使用者として **日本語で意思疎通を図り生活できることを目標**とする。
- レベル: A1、A2から **B1までを対象**とすること。
- 学習時間: 目安として **350-520時間程度**とすること。
- 教育内容・方法、評価、プログラムの点検方法等を定めること。

到達レベル	想定学習時間
～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

(6) 日本語教育人材の確保・配置

- 地域日本語教育 **コーディネーターを専任として配置**、専門性を有する **日本語教師を一定数配置**すること。
- コーディネーター、日本語教師が必要な研修等に参加できるようにすること。
- 日本語学習支援者の活動への参加を促進すること。

(7) 日本語教育を実施・推進するための連携体制の充実

- 地方公共団体は、総合調整会議等を設置し、関係機関及び関連部署等と連携する体制を構築すること。
- **外国人コミュニティ等多様な機関と連携**した日本語教育活動を推進すること。

(8) 地域における日本語教育事業・施策の評価

- 日本語教育の専門家等に意見を聞き、日本語教育事業・施策の評価を定期的に行うよう努めること。



28



- 地域の日本語教育においては、将来的に、概ねB1以上の学習環境の整備を構想していくことが期待されている。
- 学習時間は、言語学習経験、基礎学力等、考慮すべき点があることから、幅を持たせて設定する必要がある。
- ICT活用や自立学習との組合せも可能であり、地域日本語教育コーディネーターによるコース設計が必要である。
- 以下の学習時間は、体系的なカリキュラムによるコース設定の際の目安である。実際には、対象者や状況に応じて「生活Can do」から取捨選択し日本語教育プログラムを編成することとなる。事情に鑑みて、適切な学習時間数を設定することが望ましい。

コースの例(1) 学習時間:3時間(4単位時間)×3日/週9時間(12単位時間)
2年間 計576時間(768単位時間)

年	月	学習期間・時間	レベル
1年目 288時間 (384単位時間)	4~6月	8週間:72時間 (96単位時間)	A1
	7~9月	8週間:72時間 (96単位時間)	
	10~12月	8週間:72時間 (96単位時間)	
	1~3月	8週間:72時間 (96単位時間)	
2年目 288時間 (384単位時間)	4~6月	8週間:72時間 (96単位時間)	A2
	7~9月	8週間:72時間 (96単位時間)	
	10~12月	8週間:72時間 (96単位時間)	B1
	1~3月	8週間:72時間 (96単位時間)	

※1単位時間は45分

コースの例(2) 学習時間:3時間(4単位時間)×5日/週15時間(20単位時間)
1年間 計540時間(720単位時間)

年	月	学習期間・時間	レベル
1年目 540時間 (720単位時間)	4~6月	9週間:135時間 (180単位時間)	A1
	7~9月	9週間:135時間 (180単位時間)	A2
	10~12月	9週間:135時間 (180単位時間)	
	1~3月	9週間:135時間 (180単位時間)	B1

※1単位時間は45分

29

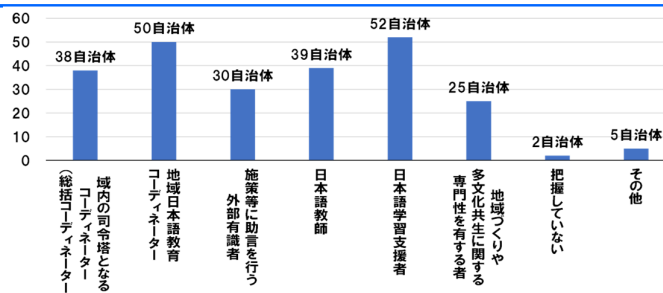
地域日本語教育における総括コーディネーターと地域日本語教育コーディネーター

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

現状と課題

- 都道府県・政令指定都市アンケート(令和3年度文化庁調べ)によると、外国人の日本語学習のニーズが多様化する中で、必要な専門人材(地域日本語教育コーディネーター等)の不足、ノウハウの共有、地方自治体と専門機関との連携が課題とされている

- コーディネーターの配置については、6割超の自治体が既に配置しており、今後配置する予定の自治体を併せると、約8割の自治体においてコーディネーターの役割や必要性を認識し、人材の配置がなされている一方で、約2割14自治体が配置の予定はないと回答



[地域における日本語教育に携わる人材のうち、どのような人材が特に求められているか(複数回答可)]

コーディネーターの役割・配置の在り方

○コーディネーターの役割

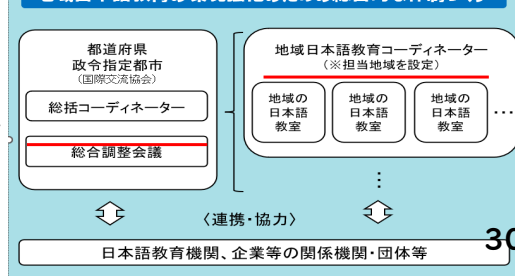
- ① **地域日本語教育コーディネーター**は、行政や地域の関係機関と連携し**日本語教育プログラムの編成及び実践**に関わる。
- ② **総括コーディネーター**は、広域で実施される日本語教育事業の推進にあたって、域内の市区町村等や関係機関等と連携し、事業全体の企画・進捗把握・連絡調整・評価・改善等を実施する。また、域内のブロック別あるいは教室ごとに配置された**地域日本語教育コーディネーターの連携の要としての役割**を持つとともに、域内で展開される**各日本語教育プログラムに対して指導・助言**を行う。このため、日本語教師としての専門性や経験を有し、地域日本語教育コーディネーターとしても活動歴があることが望ましい。

○コーディネーターの配置

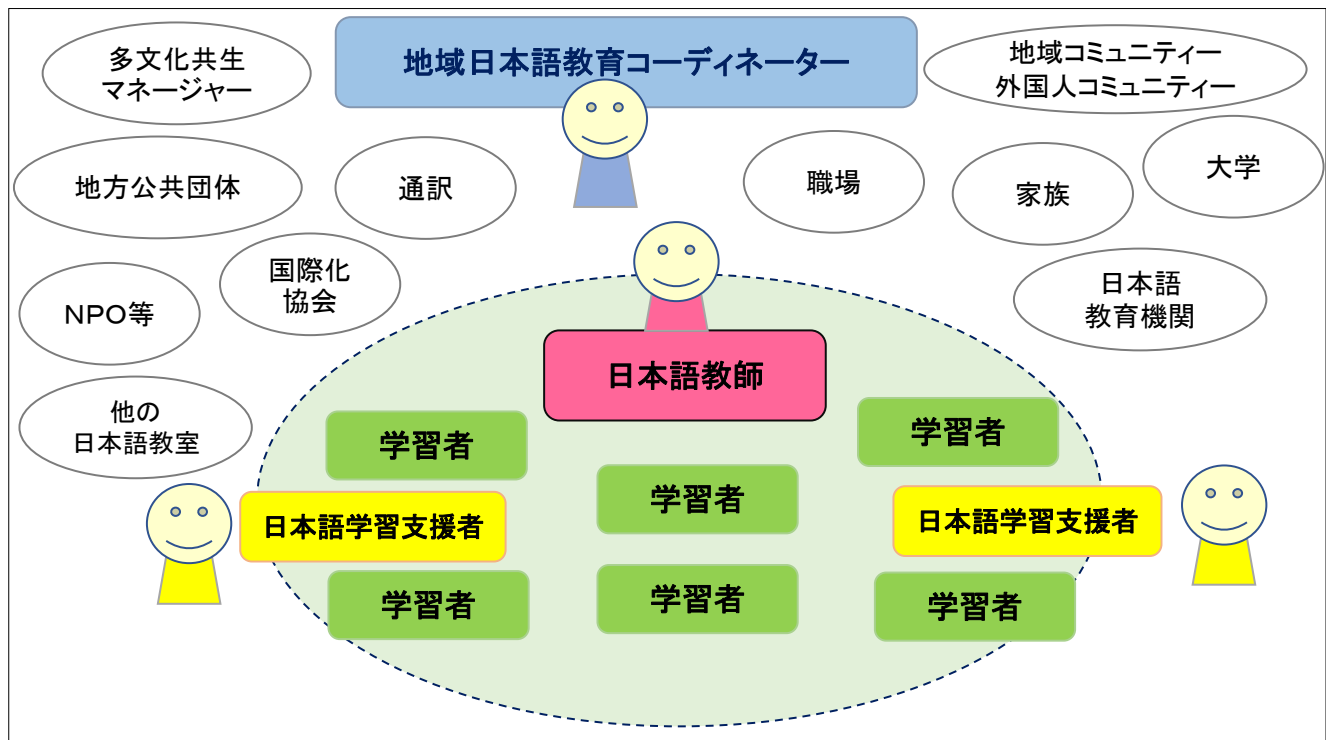
コーディネーターは、専門性を有する人材が都道府県及び政令指定都市等に**専任として配置**されることが肝要

コーディネーターを配置することにより、在留外国人の属性等に対応した日本語教育プログラムの編成に柔軟に対応できるようになるとともに、人材の育成・研修が企画実施でき、**組織的かつ安定的な日本語教室運営が可能となる**。外国人コミュニティや、ボランティア団体との有機的な連携、やさしい日本語を活用した日本人住民の多文化共生の意識啓発などにもこれらのコーディネーターは力を発揮する。

地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり



「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティ等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

31

岡山県総社市の日本語教室の例

● **日本語教師**
(5～7名: 毎回2名)
有資格者、教授経験豊富

● **日本語学習サポーター (日本語学習支援者)**
地域居住のボランティア日本人住民
「人材育成研修」の一環として教室に参加
日本語のモデル発話、ペア練習の相手、
ロールプレイの見本、レベル差の大きい学習者の補助等
を行う

● **日本語学習者**
地域に居住する
外国人住民 (成人)
ゼロレベル
母語は限定しない



● **総社市役所職員**
総社市日本語教育事業
の事務局
(国際・交流推進係)

● **地域日本語教育
コーディネーター**
岡山大学教授
(文化庁地域日本語教育
アドバイザー)

有資格者の日本語教師が指導者となることで日本語教育の「質」を確保し、日本語学習サポーターを配置して、地域の生活情報の提供、生きた日本語との接触、地域住民同士の交流を促進することで、日本語教室を「地域住民同士がつながる場」として機能させる

32

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

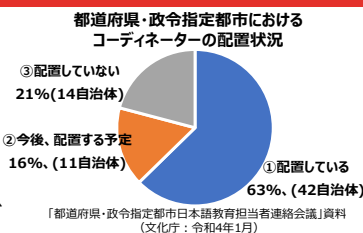
令和5年度予算額
(前年度予算額)

600百万円
500百万円)



背景・課題

- ①令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。
また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- ②都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施について対応が十分でないなどの課題がある。
- ③文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、令和4年度中に「生活Can do」を公開予定。
「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性が示された。
※日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等については、「生活」に関する教育を行う機関も対象として、法案の早期提出を視野に検討中。



事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進〔補助〕

対象：都道府県・政令指定都市 補助率：1/2〔最大2/3〕 件数：55件（R4実績48件）

（1）広域での総合的な体制づくり

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
 - ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
 - ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置
- 地域日本語教育
コーディネーターの人数増

（2）地域の日本語教育水準の向上

- ①域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- ②「生活」に関する教育課程を置く機関または連携に向けた準備のため行う、以下のような日本語教育
 - 1.「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - 2.「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されたレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援【市町村向け間接補助分：特別交付税措置】

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

※(2)②を実施する団体に対する補助率加算〔最大2/3〕

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化〔委託〕

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

アウトプット（活動目標）

- ①地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- ②本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要な日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
（日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定）

インパクト（国民・社会への影響）

- ①外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- ②日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- ③日本語教室が、外国人にとって、日本語学習のみならず地域での生活を知る場、地域社会との接点、セーフティネットとして機能する

33

（参考）外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 新たな取組（地域日本語教育の質の維持向上）について

質の保証（新たな取組）（従来の取組に加え、新たな取組を行う都道府県等へ補助率加算 最大2/3予定）

- 「生活」に関する教育課程を置く機関または専門的な日本語教育機関との連携による、以下のような日本語教育を重点的に強化
- ・「日本語教育の参照枠」及び「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告）

（令和4年11月 文化審議会国語分科会）より抜粋

【生活Can do】「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文「日本語教育の参照枠」を踏まえた、A1からB1までの内容

No.	言語活動	好ミ度	レベル	Can-do	生活上の行為の事例				
					大分類	中分類	小分類	事例1	事例2
1	読むこと	世情を把握するために読むこと	B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章を目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を採り出すことができる。	健康・安全に暮らす	健康を促す	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関を選択する	病院を知る
2	発表・発表	長く一人で話す・経験談	B1	体調が悪く、医療相談室に電話したときに、相談員に自分の症状や状況の変化について、順序だてて説明することができる。	健康・安全に暮らす	健康を促す	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関を選択する	症状の変化を説明する
3	読むこと	世情を把握するために読むこと	A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診療日や時間を確認することができる。	健康・安全に暮らす	健康を促す	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関を選択する	病院時間を確認する
4	やり取り	店や公共機関でやり取りをする	A2	電話で病院や医師の予約をするとき、ゆっくりとはっきりと伝えられれば、名前や電話番号、日時、診療理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	健康・安全に暮らす	健康を促す	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関を選択する	予約を申し込む

【学習時間の目安】

自立した言語使用者（B1程度）としての日本語能力の習得

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）

◎ 0～B1レベルまで 350～520時間程度（470～780単位時間程度（1単位時間45分））

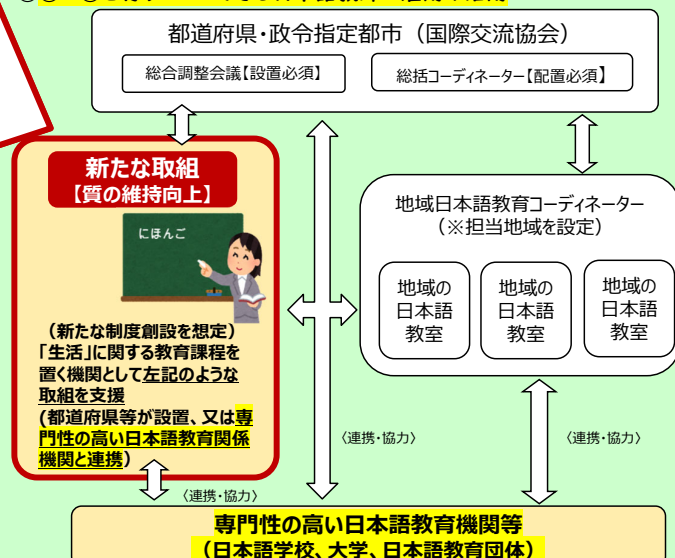
<参考>

0～B2レベルまで 700～1070時間程度（933～1426単位時間程度（1単位時間45分））

具体的な内容イメージ図

「生活」に関する教育課程設置、または専門的な日本語教育機関との連携による「生活Can do」を用いた質の高い日本語教育プログラム開発・提供のための

- ①調査や計画策定、②プログラムの開発・実施・試行、③教材開発や評価の開発、教材作成、④研修の実施
- ⑤②～④を行うことのできる日本語教師の雇用や活用



34

令和5年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

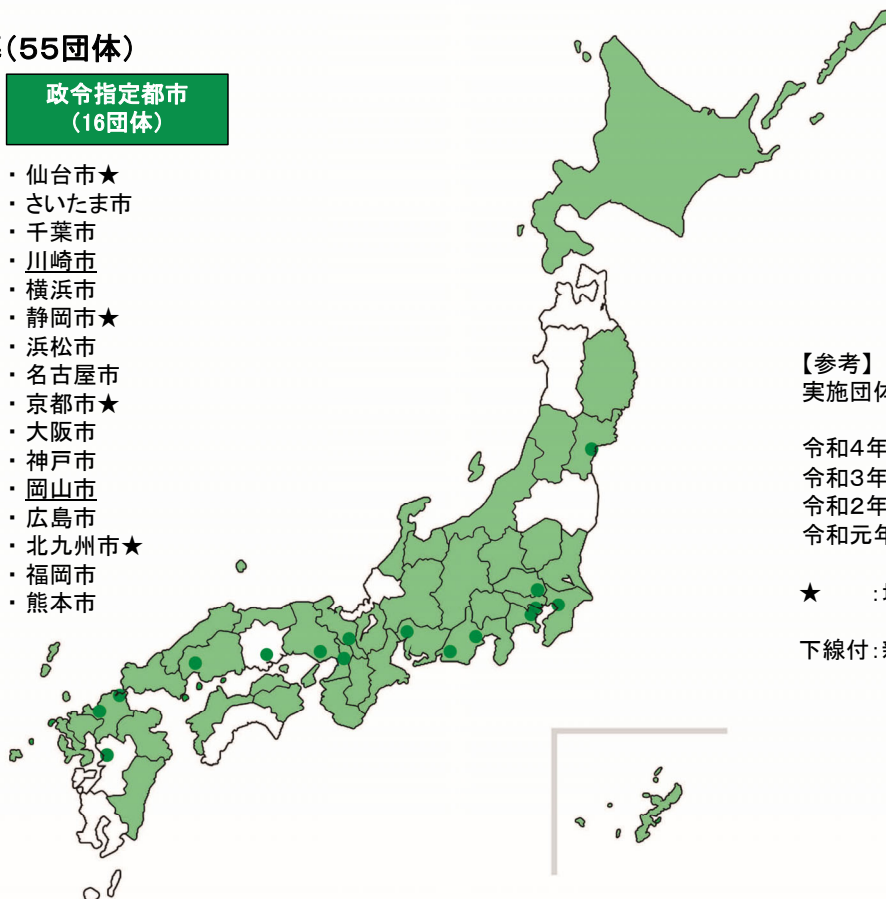
第1次応募(55団体)

都道府県 (39団体)

- ・北海道
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・山形県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・鳥取県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県
- ・沖縄県★

政令指定都市 (16団体)

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・川崎市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市



【参考】 実施団体数

令和4年度	48団体
令和3年度	42団体
令和2年度	35団体
令和元年度	17団体

★ : 地域国際化協会
が応募
下線付: 新規応募団体

地域の実情に応じた多様な日本語教室の実践

～地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 事例報告書より～



【事例1: オンラインによる日本語教室の開催(宮崎県)】

オンライン化で県域の広さをカバー

「新型コロナ対応」から「恒常的な学習機会の提供」へ

概要

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当初対面で計画していた日本語講座初級(県央地域向け)をトライアル的にオンラインで実施。実施地域を全県に拡大。その後、全県向けのオンライン日本語講座初級で基本的な日本語を学び、対面の地域日本語教室で地域住民と交流を通じて生活に必要な表現を学ぶという流れを作る。



地域日本語教室(三股町)

【事例2: 企業との連携を重視した日本語教室の実施(福岡県)】

企業との連携を重視し、就労者の多い地域特性に適した取組を進める

概要

技能実習生等働き手としての外国人が増え、日本語能力等の体制整備が難しいという受入れ事業者側の課題に対し、県では企業と連携し、企業による取組を後方支援する取組を実施。2市をモデル市町村として選定し、県、市、代表企業3社の実務者及び技能実習生に関わる監理団体等による準備会議を開催し、日本語教室の方向性や協議会運営の在り方等を検討した。



総合調整会議の様子

【事例3: 学校・教育委員会が連携した日本語教室の実施(公益財団法人北九州国際交流協会)】

子供向け日本語教室における学校・教育委員会との連携

概要

各学校に少人数に分散して在籍する子供のための居場所づくりを兼ねた日本語教室を設置し、児童生徒に関する学習支援内容や進路相談、家庭状況に関する情報などを教育委員会・学校・教員と連携・共有し、学校外の日本語学習の場である日本語教室における指導に生かしている。



にほんごひろば(黒崎教室)の節分イベント



【事例4：夜間中学と連携した日本語教室の実施（神戸市）】

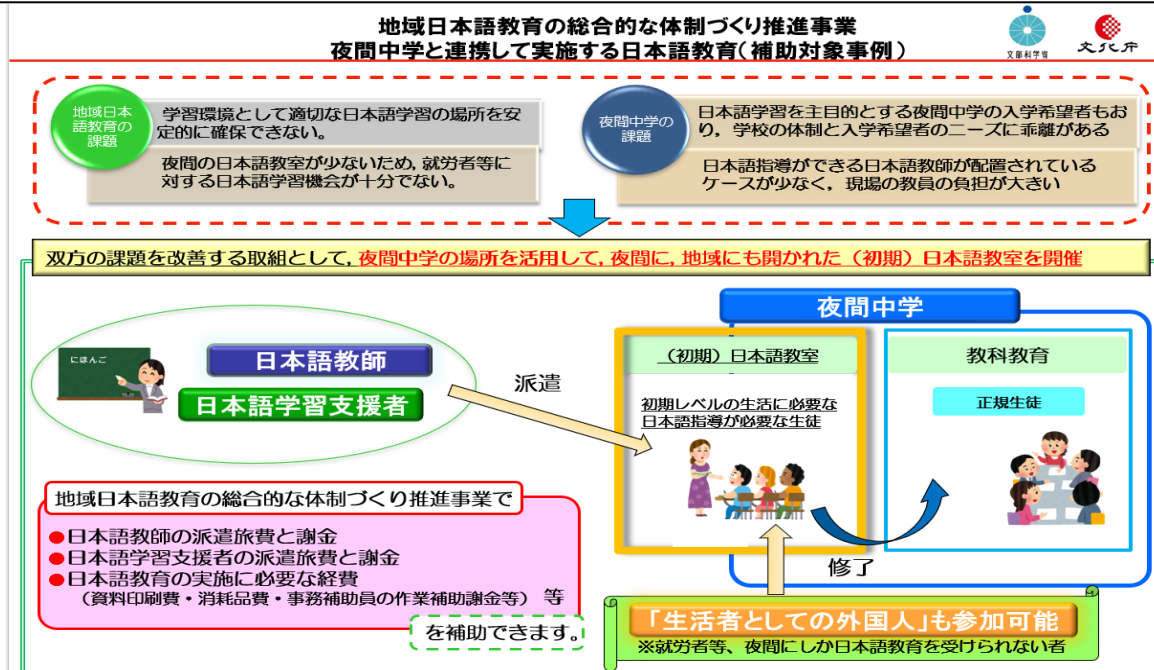
夜間中学校における日本語教育の試み

概要

市内の夜間中学校では日本語教育の専門性を有しない教員が外国人等に日本語を教えており、教員の負担が大きい。夜間中学においては教員免許を求められるため、教員免許を有しない日本語教師の派遣が難しい現状があった。そこで、文化庁事業を活用し、夏休み中に補習という形で課程外で日本語クラスを実施するとともに、併せて教員対象に日本語教育への理解を深める研修を実施。



夜間中学夏期日本語教室



浜松市地域日本語教育シンポジウム2023
～ことばの共生～

どのような地域社会・地域日本語教育を創りますか？

Japanese Language Education

ありがとうございました！

令和5年5月20日(土)
文化庁国語課 日本語教育調査官
増田 麻美子

nihongo@mext.go.jp



11:10-12:00

■テーマ 2:

「やさしい日本語／非母語話者は母語話者の＜説明＞をどのように評価するか」

講演者 やなぎだ なおみ 柳田直美 氏

現職:早稲田大学大学院日本語教育研究科教授

早稲田大学大学院日本語教育研究科教授。博士(言語学)。日本人が外国人と会話するときの言語行動の変化という観点から、多文化共生に必要な日本語の話し言葉を研究している。主な著書に『接触場面における母語話者のコミュニケーション方略—情報やりとり方略の学習に着目して』(ココ出版)、『＜やさしい日本語＞と多文化共生』(ココ出版、共編著)、『やさしい日本語で伝わる! 公務員のための外国人対応』(学陽書房、共著)などがある。



外国人は日本人の〈説明〉を どのように評価するか

浜松市地域日本語教育シンポジウム ～ことばと共生～

2023/05/20

柳田直美（早稲田大学）

やさしい日本語（『異文化間教育辞典』）

日本に在住する日本語非母語話者（以下、非母語話者）にわかりやすく情報を提供するために調整された日本語

阪神淡路大震災（1995年）の後

災害時→平時

公的機関からの情報、ニュース、観光情報、医療情報 など

やさしい日本語への変換ルール

平易な語を用いる／あいまいな表現を避ける／1文を短くする
／結論を先に示す など

災害時における情報伝達

(弘前大学人文学部社会言語学研究室2006)

市役所など公的機関が発行する公的文書の書き換え

(庵他2013)

↑

情報を受け取る側である非母語話者からの評価?

外国人が来日してほとんど全員が経験すること
=役所での手続き

	英語圏	中国語圏	ベトナム語圏
来庁経験	92.2%	83.7%	82.8%

凸版印刷(2016)「自治体音声翻訳システムに関する研究開発:
自治体窓口における実態把握(ウェブアンケート調査結果)」

=日本人側から外国人側への「説明」

外国人になったつもりで見てみよう

外国人から見た日本人の〈説明〉に対する評価のポイント

1. 積極的な参加態度	熱心、協力的、積極的、丁寧、礼儀正しい、 詳しい、わかりやすい
2. 落ち着いた態度	自信がある、リラックスしている、慣れている
3. 相手に合わせた説明	相手の話をよく聞く、 相手が理解しているか確認する、 相手が理解しているか注意する、 相手がわからないときは助ける
4. わかりやすい説明	短い文で話す、例を出す、 一つ一つ分けて説明する
5. 外国人向けの説明	言い換える、ゆっくり話す、ジェスチャーを使う、 簡単な言葉を使う

ビデオの内容

日本に住んで1年ぐらいの韓国人の女性。主婦。

ご主人と子ども二人の4人家族。

日本語は学校ではなく、地域の日本語教室で勉強。あまり自信がない。

小平市から横浜市へ引っ越し、市役所に家族全員分の手続きをしに行く。

転入の手続きのため戸籍課へ。

その後、児童手当の手続きのために子ども家庭支援課へ。

【戸籍課】佐藤さん／朴さん

01	佐藤：	あすいませんちょっと提出証明書お預かりして、えっとお子様のほう、学校のほうが、あの、〇〇町の、学区あの指定校に行かれるということで、
02	朴：	あの、小学校ですか？
03	佐藤：	小学校。
04	朴：	はい。
05	佐藤：	いいですかね。
06	朴：	はい。
07	佐藤：	はい、分かりました。で保護者は、お父様で、でっ、えーっとそっか…ちょっとすいませんねー、見せていただきますね…。【沈黙5秒】するとーそっか、えっとー後でですね、特別にあの外国人の方が学校行かれる場合、学校に出していただく書類があるのでそちらのほうを記入していただくような形になると思いますので、とりあえず今日は受付をさせていただいて、あっとこちらがですねあと健康保険の関係なんですが、健康保険のほうは、えっとー例えばご主人のお勤め先のほうで入られてるか、それとも国民健康保険に加入されるか、なんですが
08	朴：	あー、

外国人は日本人の〈説明〉をどのように評価するか

①外国人は日本人の〈説明〉のどんなところを見ているのか？

➡5つの評価ポイント

②評価ポイントのうち、どのポイントの点数が高いと「いい説明」と評価されるのか？

➡5つの評価ポイントと全体の評価との関係

③研究成果は何の役に立つのか？

➡研究成果の応用

①外国人は日本人の〈説明〉のどんなところを見ているのか？

➡5つの評価ポイント

②評価ポイントのうち、どのポイントの点数が高いと「いい説明」と評価されるのか？

➡5つの評価ポイントと全体の評価との関係

③研究成果は何の役に立つのか？

➡研究成果の応用

(1) 会話の収録と評価項目の選定

①日本人→外国人に対する〈説明〉の会話収録

同性・同年代の計10組の初対面ペア会話

- ・外国人×外国人に慣れていない日本人
- ・外国人×外国人に慣れている日本人
- ・外国人×日本語教師(日本人)



②外国人へのインタビュー

- ・日本人の〈説明〉に対する評価語を抽出

➡「全体の印象」に関する18対の評定語(表1)

- ・日本人の〈説明〉に対する評価語の対象を抽出

➡「評価の対象となる行為」20項目(表2)

表1 全体の印象に関する評定語対

1 わかりにくい	わかりやすい	10 嫌いな	好きな
2 不自然な	自然な	11 消極的な	積極的な
3 緊張している	リラックスしている	12 下手な	上手な
4 話したくない	話したい	13 慣れていない	慣れている
5 足りない	十分な	14 冷めた	熱心な
6 長い	簡潔な	15 疲れる	楽な
7 自信がない	自信がある	16 なれなれしい	礼儀正しい
8 失礼な	ていねいな	17 不正確な	正確な
9 非協力的な	協力的な	18 簡単な	詳しい

表2 評価の対象となる行為

(1) ゆっくり話した	(11) 相手がわかっているかどうか注意していた
(2) ジェスチャーを使った	(12) 文法を説明した
(3) わからない言葉を他の日本語に言い換えた	(13) いろいろな方法を使って説明した
(4) 言葉や文法の使い方を説明した	(14) 質問に適切に答えた
(5) 全体的なことを話してから部分的なことを話した	(15) 相手がわからないときにすぐ助けた
(6) わからない言葉を翻訳した	(16) ことばを一つ一つ分けて説明した
(7) 簡単な言葉を使った	(17) はっきりイメージができるように話した
(8) 相手の話をよく聞いた	(18) わかったかどうか確認した
(9) 絵を描いたり、字を書いたりした	(19) 例を出した
(10) 言葉や文の背景的な知識を説明した	(20) 短い文や言葉で説明した

(2)印象評価調査の実施

■調査協力者

外国人60名

- ・母語：中国語44名，韓国語：8名，ロシア語：4名，
タイ語，ドイツ語，ポルトガル語，ベトナム語：各1名
- ・日本語レベル：上級 37名，中級 23名

■〈説明〉ビデオ

- ・外国人×外国人に慣れていない日本人 2名
- ・外国人×日本語教師（日本人） 2名

■調査手順

- ①4名の日本人の〈説明〉ビデオを外国人が視聴
- ②4名の日本人の〈説明〉に対して，
 - ・「評価の対象となる行為」と「全体の印象」について評価する
 - ・4名の「説明」に順位をつける

表5 「全体の印象」の因子構造と因子間相関係数

	因子		共通性
	1	2	
14 熱心な	.954	-.177	.741
9 協力的な	.864	-.062	.688
11 積極的な	.843	-.002	.708
8 ていねいな	.812	-.079	.656
10 好きな			
18 詳しい			
4 話したい	.724	.194	.728
16 礼儀正しい	.721	-.133	.424
5 十分な	.693	.193	.728
17 正確な	.540	.309	.585
1 わかりやすい	.461	.421	.620
7 自信がある	-.099	.865	.656
3 リラックスしている	-.186	.861	.587
13 慣れている	.204	.656	.630
2 自然な			
12 上手な	.349	.617	.759
6 簡潔な	-.291	.591	.230
15 楽な	.410	.469	.616
寄与率	37.5%	20.5%	58.1%
因子間相関	1	2	
1	1	-.593	
2	-.593	1	

積極的な参加態度

落ち着いた態度

表6 「評価の対象となる行為」の因子構造と因子間相関係数

	因子			共通性
	1	2	3	
19 例を出した	.856	-.127	-.105	.532
17 はっきりイメージができるように話した	.846	-.110	.036	.636
14 質問に適切に答えた	.733	-.003	.115	.639
15 相手がわからないときにすぐ助けた	.660	-.045	.231	.608
20 短い文や言葉で説明した				
11 相手がわかっているかどうか注意していた	.501	.057	.014	.505
18 わかったかどうか確認した	.509	.157	.045	.422
8 相手の話をよく聞いた	.508	-.155	.396	.498
13 いろいろな方法を使って説明した	.492	.315	-.081	.487
16 ことばを一つ一つ分けて説明した	.472	.163	.166	.488
12 文法を説明した	-.052	.839	-.155	.565
4 言葉や文法の使い方を説明した	-.273	.759	.236	.524
6 わからない言葉を翻訳した				
10 言葉や文の背景的な知識を説明した	.199	.413	.092	.381
5 全体的なことを話してから部分的なことを話した	.147	.391	.085	.301
3 わからない言葉を他の日本語に言い換えた	.065	.034	.632	.471
1 ゆっくり話した	-.020	.123	.527	.337
2 ジェスチャーを使った				
7 簡単な言葉を使った	.331	.012	.402	.424
9 絵を描いたり、字を書いたりした	.243	.334	-.416	.217
寄与率	22.5%	11.0%	9.10%	42.5%
因子間相関	1	2	3	
1	1	.659	.541	
2	.659	1	.449	
3	.541	.449	1	

相手に合わせた適切な説明

言葉に関する具体的な説明

非母語話者向けの説明

①外国人は日本人の〈説明〉のどんなところを見ているのか？

➡5つの評価ポイント

②評価ポイントのうち、どのポイントの点数が高いと「いい説明」と評価されるのか？

➡5つの評価ポイントと全体の評価との関係

③研究成果は何の役に立つのか？

➡研究成果の応用

(1) 日本人の〈説明〉の評価の高低に影響を与えるポイントの抽出

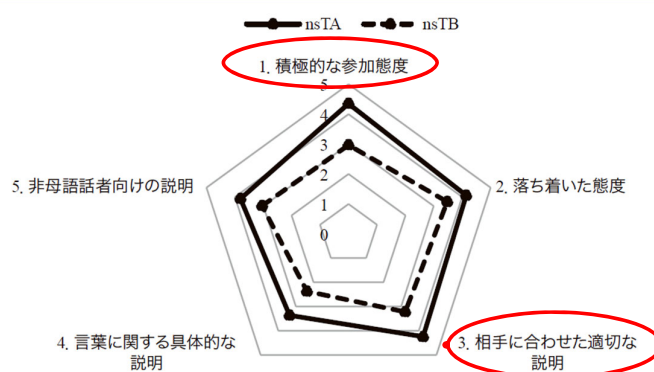
- ① 4名の日本人の〈説明〉ビデオを外国人が視聴
- ② 4名の日本人の〈説明〉に対して、
 - ・「評価の対象となる行為」と「全体の印象」について評価する
 - ・4名の「説明」に順位をつける
- ③ 評価の点数と順位の関係を分析する

因子名	因子と順位の相関係数	
1. 積極的な参加態度	0.54	中程度の 相関
2. 落ち着いた態度	0.42	
3. 相手に合わせた適切な説明	0.49	
4. 言葉に関する具体的な説明	0.39	弱い相関
5. 非母語話者向けの説明	0.33	

(2) 評価が高い日本人と低い日本人の比較

表 3 非母語話者評価（平均順位）

	nsNA	nsNB	nsTA	nsTB
単語	2.73	1.88	2.05	3.34
文	2.45	2.47	1.56	3.54
文章	2.75	2.23	1.33	3.68
平均順位	2.64	2.19	<u>1.65</u>	<u>3.52</u>



談話 1⁽⁵⁾ nsTA 「文:この先, 通行止めのため, 迂回してください。」

- 01 mnsA はい, か…[次ですね, はい.]
- 02 nsTA [うん, 確認してくださいね.] この先,
通行止めのため, 迂回してください. [えっと:,]
- 03 mnsA [うーん.]
- 04 nsTA え:, これは, え:, [例えば,]
- 05 mnsA [この先]
- 06 nsTA 車を
- 07 mnsA はい,
- 08 nsTA 運転しているときに,
- 09 mnsA はい,
- 10 nsTA え:, この先, 自分の少し前に,
- 11 mnsA はい,
- 12 nsTA え:, 例えば工事を [しています. うん, だから,]
- 13 mnsA [あ, こう, 工事がありま, あ,
こう, はい.]
- 14 nsTA 通ることができません,
- 15 mnsA できません [ね, はい.]
- 16 nsTA [うん, だから,] 迂回っていうのは,
こういうふうに,
- 17 mnsA あ, 迂回 [はこれですか. ああ, はいはい, 迂
回は, えと, 直接じゃなくて,]
- 18 nsTA [うん, こういうふうに行くことです,
だからほんと, そう, 直接] じゃなくて,
- 19 mnsA ちょっと [回って, はい, ああ, はい.]
- 20 nsTA [そうそう, ちょっと回って, ぐるっ
と回って] 行くことを迂回 [するですね.]
- 21 mnsA [はい.]
- 22 nsTA だから, この先, 自分よりも少し前に
- 23 mnsA はい,
- 24 nsTA え:, 通行止めっていうの [は,]
- 25 mnsA [あ.]
- 26 nsTA 通ることが [できません.]
- 27 mnsA [あ, はい.] あ, これは普通の [え
と, 道路での]
- 28 nsTA [う
ん, うん.]
- 29 mnsA お知らせ [ですよ, もし工事があったら, あ,
はい, 分かり] ました (笑).

- 30 nsTA [そうです, うん, うんうんうん, そ
うですね.]
- 31 mnsA これすごい, これ, [この]
- 32 nsTA [うん.]
- 33 mnsA 言葉はし, 初めてです [(笑), 迂回, はい, 迂
回は,]
- 34 nsTA [難しいですね, 迂回,
うん.]
- 35 mnsA 私は最初は迂回は, えと:, 戻ってくるかな,
[えと, はい, はい, 戻ってくることだと思った
んですけど.]
- 36 nsTA [戻ってくること, あ, うんうん, 直接行かな
いで, こう,] ま, 回るという [か, こう, うん,
#.]
- 37 mnsA [あ, 回るですか,
ああ.]
- 38 nsTA あ, あの, ぐるっと戻ってくるんじゃない [なくっ
て,]
- 39 mnsA [あ, は
いはい.]
- 40 nsTA 直接 [じゃなくて, ちょっとかう, 違う道に行く,
うん, うんうん.]
- 41 mnsA [つ, なくて, ちょっとかう, あとで続き
ます.] はい,
- 42 nsTA 別の道を
- 43 mnsA はい,
- 44 nsTA 通ること, [うん, ですね.]
- 45 mnsA [ははあ, はい, 分かり] ました,
はい, [ありがとうございまして, はい.]
- 46 nsTA [だいじょうぶですかね, はい.] じゃあ,

談話2 nsTB「文：この先、通行止めのため、迂回してください。」

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 01 nmsB この先、交通止めのため、 | 13 nmsB はい、 |
| 02 nsTB うん、通行？ | 14 nsTB で、あそこの道が、もしこう、工事とか、何か、 |
| 03 nmsB あ、通行止め、 | 例えば事故があって使えなくなったら、もう行 |
| 04 nsTB うん、 | けませんよね、 |
| 05 nmsB 止めのため、12秒/迂回、迂回は、えっと、回り？ | 15 nmsB ああ、そうそうそう、 |
| 06 nsTB ああ、そうそう、あの、回りっていう、 | 16 nsTB そんなときに迂回っていったら、どこ、どういう |
| 07 nmsB う：ん、 | 行くと思う？こう来て、駅がここだったら、 |
| 08 nsTB ああ、#かな、この先通行止めなので、だめ迂 | 17 nmsB うん、あ、こ、このような、 |
| 回してください、あ、例えばここから | 18 nsTB あ、そういうことです、 |
| 09 nmsB うん、 | 19 nmsB 感じです、 |
| 10 nsTB あの、〇〇の駅に行く、行くとしたら、 | 20 nsTB そういうこと、そういうこと、 |
| 11 nmsB はい、 | 21 nmsB ああ、なるほどね、分かりました、 |
| 12 nsTB 道1本じゃないですか、 | |

外国人から見た日本人の〈説明〉に対する評価のポイント

1. 積極的な参加態度	熱心、協力的、積極的、丁寧、礼儀正しい、 詳しい、わかりやすい
2. 落ち着いた態度	自信がある、リラックスしている、慣れている
3. 相手に合わせた説明	相手の話をよく聞く、 相手が理解しているか確認する、 相手が理解しているか注意する、 相手がわからないときは助ける
4. わかりやすい説明	短い文で話す、例を出す、 一つ一つ分けて説明する
5. 外国人向けの説明	言い換える、ゆっくり話す、ジェスチャーを使う、 簡単な言葉を使う

談話 3 : nsTA 「文章：市役所からのお知らせ」

01 nsTA で、え:, インフルエンザっていうのは、あの、風
邪 [:] の、
02 nnsA [か,] はい。
03 nsTA こう、う、ウイスルの [風邪が] ありますね。
04 nnsA [はい。]
05 nsTA えーと知ってますかね。
06 nnsA はい。
07 nsTA あの、うん。 [そのの,]
08 nnsA [うーん,]
09 nsTA え:,

10 nnsA 接種?
11 nsTA 予防接種。
12 nnsA あ。
13 nsTA あの、12 秒 / [注射?]
14 nnsA [あ。]
15 nsTA インジェクションですね。
16 nnsA あ、[インフルエンザにならないように,]
17 nsTA [それ、フルエンザにならないように,]
18 nnsA あ、はい。

談話 4 nsTB 「文章：市役所からのお知らせ」

01 nnsB また片仮名、苦手。
02 nsTB ああ、#.#実施しますよ。接種 #。これは、#。え:
と、え、じゃ、上からどうしようかね。
03 nnsB ああ、はいはいはいはいはいはい。
04 nsTB 読んでいって、何か分かんないところがあったら

05 nnsB うん。まずは、かかりつけ医、
06 nsTB おおう。
07 nnsB どういう意味ですか?
08 nsTB かかりつけ医は、あの、いつもよく、い、行く
お医者さん。
09 nnsB うんうんうん。

①外国人は日本人の〈説明〉のどんなところを見ているのか？

➡5つの評価ポイント

②評価ポイントのうち、どのポイントの点数が高いと「いい説明」と評価されるのか？

➡5つの評価ポイントと全体の評価との関係

③研究成果は何の役に立つのか？

➡研究成果の応用

(1) 日本人の〈説明〉に対する評価ポイントの修正

因子名	評価ポイント
・ 積極的な参加態度	・ 積極的な参加態度
・ 落ち着いた態度	・ 落ち着いた態度
・ 相手に合わせた適切な説明	・ 相手に合わせた説明
・ 言葉に関する具体的な説明	・ わかりやすい説明
・ 非母語話者向けの説明	・ 外国人向けの説明

■観察者診断シート（戸籍課）



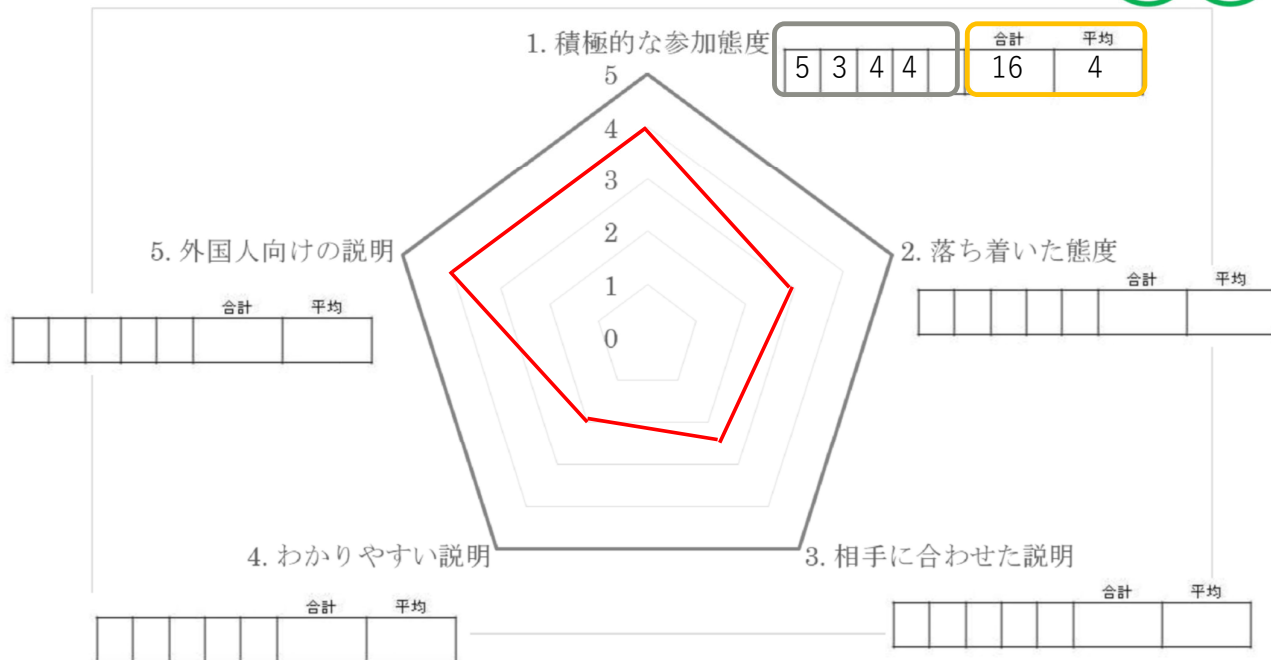
ほとんどできなかった 1点 まあまあできた 3点 よくできた 5点

2点 4点

評価項目		点数
1. 積極的な参加態度：熱心な、協力的な、丁寧な、礼儀正しい		点
良かった点	改善した方がいい点	
2. 落ち着いた態度：自信がある、リラックスしている、慣れている		点
良かった点	改善した方がいい点	
3. 相手に合わせた説明：相手の話をよく聞く、理解しているか確認する・注意する、相手がわからないときに助ける		点
良かった点	改善した方がいい点	
4. わかりやすい説明：短い文で話す、例を示す、小さく分けて説明する。		点
良かった点	改善した方がいい点	
5. 外国人向けの説明：言い換える、ゆっくり話す、ジェスチャーを使う、簡単な言葉を使う		点
良かった点	改善した方がいい点	

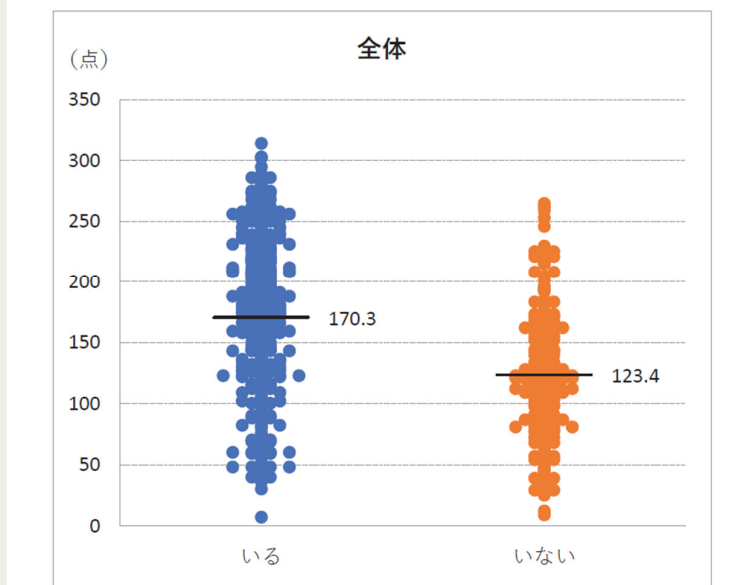
点数を記入してください

診断チャート（戸籍課）



日本人との接触経験と日本語習得

図表3-12 日本人の友人の有無別に見た日本語能力（全体、10代）



公益財団法人浜松国際交流協会（2023）「R4日本語能力調査日本語使用状況調査報告書」

「やさしい日本語」と日本語習得

「理解可能なインプット」 ➡ 言語習得を促進

外国人がわかることばで話すこと

=やさしい日本語

外国人の〈説明〉に対する評価から見えた「やさしい日本語」
「わかりやすく伝達するための言語的調整」だけを指すのではなく、
日本人側の外国人とのコミュニケーションに対する姿勢そのもの

【研究成果】

柳田直美(2019)「第9章 やさしい日本語の使い手を養成するー自治体職員対象の「やさしい日本語研修」の実践から」庵功雄・岩田一成・佐藤琢三・柳田直美編『〈やさしい日本語〉と多文化共生』ココ出版, 145-160

柳田直美(2020a)「母語話者の「説明」に対する評価指標の開発ー非母語話者の評価観点の抽出と妥当性の検証ー」『一橋日本語教育研究』8:81-94

柳田直美(2020b)「非母語話者は母語話者の〈説明〉をどのように評価するかー評価に影響を与える観点と言語行動の分析ー」『日本語教育』177:17-30

参考文献

- 庵功雄・イヨンスク・森篤嗣編(2013)『「やさしい日本語」は何を目指すか』ココ出版
- 庵功雄・岩田一成・佐藤琢三・柳田直美編(2019)『〈やさしい日本語〉と多文化共生』ココ出版
- 凸版印刷(2016)「自治体音声翻訳システムに関する研究開発:自治体窓口における実態把握(ウェブアンケート調査結果)」(2020年1月17日確認)
http://www.madoguchi-honyaku.jp/topics/pdf/report_jan17.pdf
- 弘前大学人文学部社会言語学研究室(2006)『「やさしい日本語」の有効性と安全性検証実験解説書みんなで減災2005inひろさき~災害情報を「やさしい日本語」で~』
<http://human.cc.hirosakiu.ac.jp/kokugo/kaisetsusyohtml/kai-mokuji.html>
(2020年1月17日確認)

13:30-14:10

■浜松市における日本語能力調査及び日本語使用状況調査報告

報告者 うちやま ゆ き 内山夕輝

現職:浜松市地域日本語教育総括コーディネーター

公益財団法人浜松国際交流協会主幹

報告者 り はう 李 皓 氏

現職:静岡大学情報学部准教授

台湾台北生まれ、台北育ち。台北大学経済学部卒業後、
京都大学経済学研究科現代経済学専攻にて博士学位を
取得し、東京工業大学総合理工学研究科研究員、京都情
報大学院大学応用情報技術研究科准教授を経て、2015
年に静岡大学情報学部准教授に着任。専門分野は人工
社会のシミュレーション、人口推定、デジタル社会実験技術
の開発。



14:10-14:25

■ 浜松市地域日本語教育推進アクションプラン説明

説明者 ふるはしひろき 古橋広樹

現職: 浜松市企画調整部国際課課長補佐

14:40-16:30

■ パネルディスカッション テーマ:「ことばと共生」

コーディネーター ^{しまだかずこ} 嶋田和子 氏

現職:一般社団法人アクラス日本語教育研究所代表理事
アクラス日本語教育研究所代表理事／浜松市地域日本語教育総合調整会議座長。いくつかの日本語学校に勤務した後、イーストウエスト日本語学校にて副校長を務める。退職後、大学や様々な日本語教育機関にて教師教育に携わる。地域日本語教育においても活動が続け、浜松市とは2010年よりボランティア養成、文化庁委託事業などに関わる。『外国にルーツを持つ女性たち 彼女たちの「こころの声」を聴こう!』『できる日本語』など著書多数。



パネリスト ^{かみよしういち} 神吉宇一 氏

現職:武蔵野大学グローバル学部教授
武蔵野大学教員、専門は日本語教育学、その中でも特に言語教育政策、地域の日本語教育を通じた共生社会の実現、日本語(外国語)教育の社会的な意味などが研究テーマ。社会人のはじまりは小学校教員、その後さまざまな職を経て、2013年から大学教員、2016年から現職。現在、浜松市地域日本語教育総合調整会議委員。その他、東京都、神奈川県、長野県、愛知県、川崎市等でも委員として地域日本語教育の体制整備に関わる。
2021年度日本語教育学会学会賞。



パネリスト アンジェロ・イシ氏

現職:武蔵大学社会学部教授

サンパウロ市生まれの日系ブラジル人三世、自称「在日ブラジル人一世」。武蔵大学社会学部教授。サンパウロ大学ジャーナリズム学科卒業。1990年に日本へ国費留学、新潟大学大学院人文科学研究科、東京大学大学院総合文化研究科を経て東京でポルトガル語新聞の編集長。2011年より現職。専門は国際社会学、移民研究、メディア論。ブラジル政府の在外市民代表者会議評議員や(公財)海外日系人協会の常務理事、省庁の多文化共生施策の有識者会議委員も歴任。



パネリスト ^{うちやま ゆ き}内山夕輝

現職:公益財団法人浜松国際交流協会主幹

浜松市地域日本語教育総括コーディネーター

パネリスト ^{まつい よしかず}松井由和

現職:浜松市企画調整部国際課長

コメンテーター ^{ますだ まみこ}増田麻美子氏

現職:文化庁国語課日本語教育調査官

本日は浜松市地域日本語教育シンポジウム 2023～ことばと共生～に

ご来場くださいまして、誠にありがとうございました。

アンケートへのご協力をよろしくお願い申し上げます。



